



自主防災組織（令和2年度）のご案内

自主防災組織化の理由

自主防災組織は「災害対策基本法」に定められた組織で、同法第5条で「市町村の責務」、第7条で「住民等の責務」が定められています。

① 市町村の責務：住民の生命、身体的及び財産を災害から保護する目的で、防災計画を作成し防災活動を実施する。この責務を遂行するため、住民の自発的な組織としての「自主防災組織」の充実を図り、市町村の機能を発揮すること。

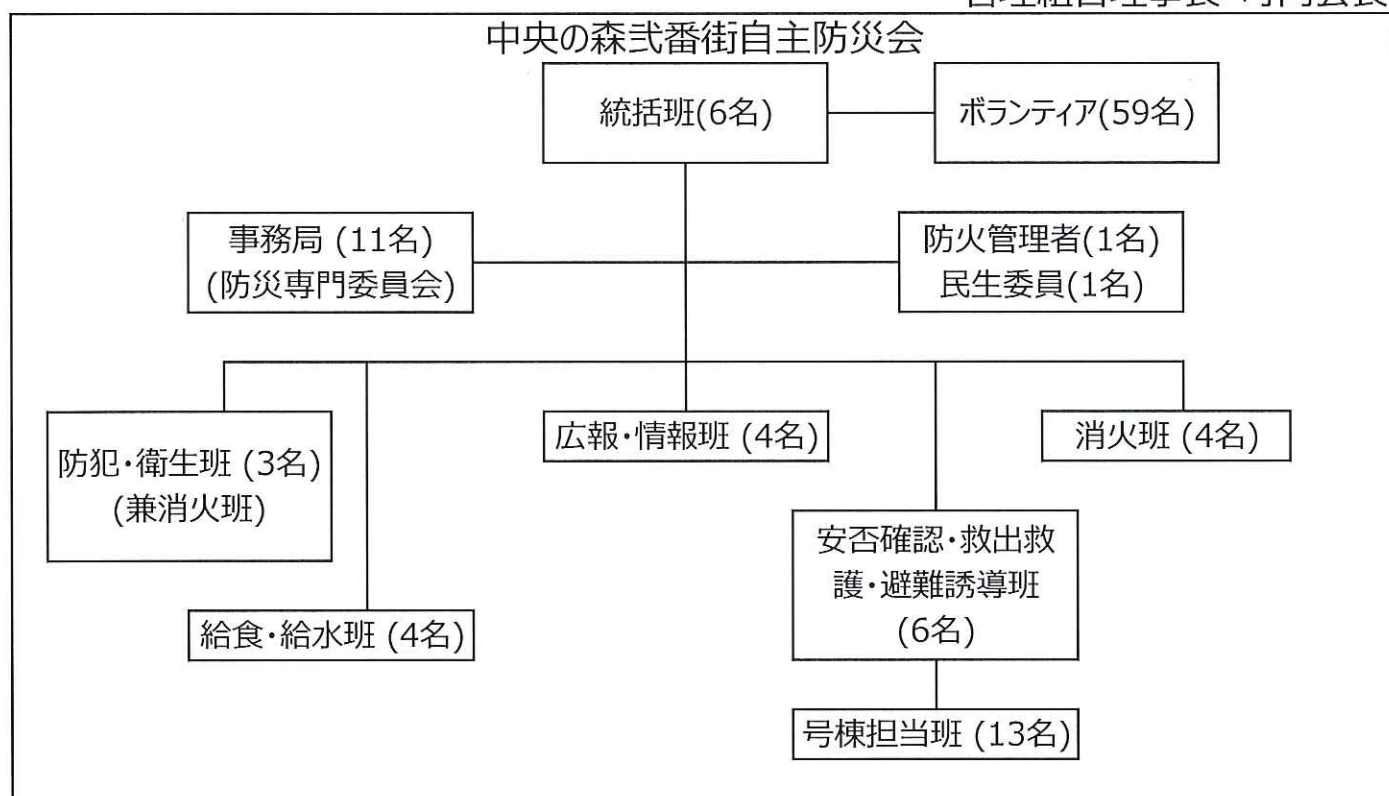
② 住民等の責務：住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

中央の森式番街自主防災会は「災害対策基本法」に準拠し、志木市の支援の下で管理組合と町内会が協同して結成した組織です。

中央の森式番街の自主防災組織

中森の自主防災組織は災害発生時に中核となる「統括班」を中心として、防災専門委員会が実質的な事務局として活動しています。平時は事務局（防災専門委員会）が月1回の委員会で、減災・防災の計画を検討しています。災害時には「統括班（6名）」の上位順位者が指揮を執ることにしています。特に新型コロナウイルス感染症下における災害時には、これまでにない慎重な対応が求められています。

管理組合理事長・町内会長



統括班(6名)

災害発生時の組織全体の統括を担います。

4-305	小柴 和之	(専・嘱・町)
5-105	安本 進	(専・管)
6-507	貞苅 紳	(専・嘱)
5-206	田島 伸一郎	(専・嘱)
4-102	加藤 日佐夫	(専・嘱)
7-407	八尾 恵司	(専・管)

ボランティア

公募された「災害ボランティア」と「人材バンク」登録者の方々。災害発生時には「ひと声かけて」の安否確認を最優先に活動します。

事務局(防災専門委員会)(11名)

管理組合と町内会の常設機関であり、自主防災会活動の計画立案と実行推進の母体です。

4-102	加藤 日佐夫	(兼)
4-305	小柴 和之	(兼)
5-105	安本 進	(兼)
5-206	田島 伸一郎	(兼)
5-707	朝日 加代子	(兼)
6-507	貞苅 紳	(兼)
6-510	酒井 貴也	(管)
6-703	櫻井 辰彦	(嘱・町)
7-105	永田 由美子	(嘱)
7-404	桑子 正明	(嘱・町)
7-407	八尾 恵司	(管)

防火管理者 (1名)

消防法第8条に基づく消防当局へ届け出た防火管理業務を行うかたです。

5-206	田島 伸一郎	(兼)
-------	--------	-----

民生委員 (1名)

地域福祉をサポートする身近な相談相手です。

5-707	朝日 加代子	(兼)
-------	--------	-----

広報・情報班 (4名)

行政当局の支援情報や周辺情報の収集と住民・避難者への情報伝達を担当します。

4-606	溝部 博進	(管)
6-507	貞苅 紳	(専・嘱)
6-510	酒井 貴也	(管)
7-404	桑子 正明	(町)

防犯・衛生班(兼消火班)(3名)

災害発生時点からの防犯活動と災害現場の衛生状態の維持及び消火班を補助します。

6-308	亀澤 徹	(管)
6-1001	相原 澄弘	(管)
7-501	古賀 博美	(町)

安否確認・救出救護・避難誘導班 (6名)

災害発生直後から避難行動開始までを、号棟班と連携して安否確認と集計をします。消防の手が回らない間の救出援護も担います。

5-603	鈴木 満	(町)
6-703	櫻井 辰彦	(町)
6-1003	清水 幸信	(管)
6-1105	北川 潤	(町)
7-407	八尾 恵司	(管)
7-109	黒崎 忍	(管)

号棟担当班 (13名)

各号棟でボランティアなどが収集した安否確認情報を集計し、安否確認班に報告します。

① 1-102	前田 秀子	(管)
① 1-302	中山 裕幸	(町)
② 2-104	澤木 崇宏	(管)
③ 3-101	吉田 裕見子	(町)
③ 3-103	北澤 輝夫	(管)
④ 4-601	井上 智史	(管)
④ 4-708	嶺田 新太郎	(町)
⑤ 5-205	荒川 祐二	(町)
⑤ 5-803	加藤 路子	(管)
⑥ 6-402	和田 とし江	(町)
⑥ 6-504	中井 賢太郎	(管)
⑦ 7-208	富澤 守男	(町)
⑦ 7-501	古賀 純	(管)

○内の数字は担当の号棟を示します。

給食・給水班(兼消火班)(4名)

避難者への炊き出し、食料支援、飲料水確保や分配をします。併せて消火班の補助をします。

6-901	柘植 祐子	(管)
6-1307	照井 信子	(町)
7-505	高橋 節子	(管)
7-1010	倉成 禎子	(町)

消火班 (4名)

火災発生時の初期消火活動を行います。延焼を未然に防ぐため、他班の協力を仰ぎ被害の拡大を防ぐものです。

3-404	渋谷 治美 (はるよし)	(管)
6-1409	齋藤 妙子	(町)
7-606	吉田 奈緒子	(町)
7-1204	山代 和宏	(管)

(管) 管理組合理事

(町) 町内会役員

(専) 防災専門委員会委員

(嘱) 管理組合委嘱

(兼) 自主防災会組織内兼任

新型コロナウイルス感染拡大が止まらなくても、地震・台風・大雨などの災害は待ってくれません。イザという時に慌てないように日頃からの、心と物資の準備が必要です。

私たち志木ニュータウンの住民は在宅避難が基本です。ただ在宅避難は基本ですが、不安があればためらわずに避難所へ、またちょっと集会所をのぞいてみてください。何が必要かは、家族構成やお住まいになっているフロアによって違います。

台風・大雨の時には6－7号棟の止水版を設置しないと電気系統に問題が出てきます。

⇒ 6－7号棟の方、ぜひご協力お願いします。

地震の時には電気が止まり、また漏水の確認が取れないとトイレも使用できません。

⇒ エレベーターが使用できなくなる可能性が高いです。飲料水・食料・トイレを準備してください。

持病の薬などは少し余分に準備しておきましょう。

・集会所は情報センターです、お立ち寄りください

マロニエ通りや2小/4小の避難所など身近な情報を収集/提供しています。

志木市や周辺の自治体から来る情報を収集/提供しています。

避難時のよろず相談承ります。

・想定外は想定内

柳瀬川の越水/氾濫は「ない」と思いたいのですが・・・

その時の備えは出来ていますか？

1階にお住まいの方は、2階以上のお宅に避難できますか？

2階以上にお住まいの方は、1階のお宅の避難を受け入れて頂けますか？

・コロナ禍の避難

分散避難が基本です。

安全確保出来れば「**在宅避難**」

可能な限り「**分散避難（親戚や友人の家など）**」

不安があればためらわずに「**避難所**」へ

避難する場合は**自身で安全対策を**

・知っていますか「マイ・タイムライン」(別紙ご参照ください)

台風とか大雨はある程度事前に察知することができます。危険が近づきそうなときのために、事前に「いつ」「誰が」「何をするか」をご自身のお住まいのフロアや家族構成に見合った避難に必要な情報・判断・行動などを整理しておくものです。

・集会所の開放について（別紙ご参照ください）

理事会で協議の結果、9月より段階的に条件付きで再開することに致しました。

* 新型コロナウイルス感染症について

- ・不顕性感染者：感染していても症状は出ないが感染力はある。
- ・潜伏期間：2～14日
- ・感染期間：潜伏期間から感染力あり ⇒ 防御できない
- ・復帰期間：陰性になってから14日間自宅待機

* 感染の仕方

- ・飛沫感染（咳、くしゃみ）
- ・接触感染（粘膜へ）
- ・飛沫核感染（エアゾル感染、空気感染・・・WHOが7月に確認している）
飛沫核（エアゾル 4μm以下）感染、いわゆる空気感染
エアゾルは空中に浮遊したまま落下しない。
対策は、窓を2方向開放し、常時換気すること。
直接下気道（肺）に達するので、飛沫感染より100倍よく感染する。

* 対策

- ①頻繁な手洗い（頻繁の意味は本来は20分に1回）
- ②マスクの着用
- ③うがい

* 今年のインフルエンザの罹患率は例年に比して低かった

⇒コロナ感染対策でマスク、うがいがなされたと推測される。

* 日本の死亡者は95%以上が60歳以上（ファーストアラート）

* 基礎疾患（高血圧症、糖尿病、心疾患など）があると、死亡率は2倍以上といわれている。

・志木市緊急/災害情報サイト

ホームページがアクセスしにくくなった場合の情報サイトです。



▲緊急・災害情報
サイトQRコード

・メール配信サービス

防災行政無線の放送内容、避難情報、気象情報などがメールによって配信されます。



▲メール配信サー
ビス登録QRコード

・防災行政無線テレホンサービス：0800 (800) 0318

防災行政放送が聞こえにくい場合に使えます。（基本無料、一部有料）

・市公式ツイッター

メール発信の内容や災害情報を発信しています。



▲市公式ツイッター
QRコード

・河川監視カメラ

柳瀬川の「高橋（ビバホームのところ）」から24時間ライブ配信されています。



▲河川監視カメラ
QRコード



災害から身を守る

作ってみよう！マイ・タイムライン

志木市からの情報 および気象情報

- 台風予報・発生
- 早期注意情報
- 大雨注意報・洪水注意報

あなたの行動

- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどによる気象情報の確認
- ・ハザードマップなどによる避難所・避難経路の確認
- ・防災グッズの準備

雨風が強くなる前の行動

避難準備・ 高齢者等避難開始

- ・大雨や河川の状況の確認(河川監視カメラなど)
- ・高齢者等避難開始

避難勧告 避難指示(緊急)

- ・避難開始

災害発生情報

- ・避難完了

水位などの状況を把握して避難行動を開始する

身の安全を確保

2020 年 9 月 1 日

関係各位

集会所使用要綱

中央の森貳番街管理組合

新型コロナウイルス感染拡大はまだ収束しておらず、引き続き警戒は継続しなければならない状況です。集会所の使用は暫く禁止していましたが理事会で検討の結果、このまま閉鎖し続けることが決して良策ではないとの結論に至りました。つきましては感染拡大防止策を講じながら、以下の条件で開放致します。

- ・使用人員は洋室 20 名、和室 4 名まで
- ・使用は 2 時間以内とし、室内ではマスクを着用する
- ・入口では手の消毒と検温を行い、入室者名簿に記載する
- ・室内での飲食は禁止しますが、水分補給は結構です
- ・ソーシャルディスタンス（身体的距離）を確保する
 - ・机を使用する場合は、対面を避けて出来れば横並び
 - ・体操のように部屋全体を使用する場合は、前後左右の間隔を空けて使用
- ・大声を出さず、換気の励行（1 時間に 10 分、若しくは 30 分に 5 分の窓開け）
- ・終了後は使用設備部分（机・椅子・ドアノブ・電気灯のスイッチ等）の消毒

以 上